

パブリックコメント意見募集結果（報告）

案 件	名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例（素案）のパブリックコメント意見募集結果及び条例（案）について		
募集期間	平成29年2月13日（月）～平成29年3月12日（日）		
意見の件数 （意見提出者数）	37件（ 7人 ）		
意見の取扱い	修正	素案を修正するもの	0 件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	1 件
	参考	素案に盛り込めないが、今後の参考とするもの	34 件
	その他	素案に反映できないが、意見として伺ったもの	2 件

整理 No.	市民等の意見の概要	件 数	意見に対する名張市の考え方【素案】 修正…素案のどこを修正したかわかるように 既記載、参考、その他…修正しなかった理由
1	（前文） 前文を入れて頂く事はとても大切で良いと思います。	1	【既記載】 貴重なご意見ありがとうございました。 前文では、この条例の制定の趣旨と背景、 施策の推進の方向性、制定にあたっての 決意等を明記しています。
2	平成28年3月に「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」が制定され、（基本理念）第3条（3）において、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について規定されている。 障害のある人（身体、知的、精神等を問わず）もない人も総じて取り組むべきことであり、福祉都市推進中であればこの条例を特化せず、「障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」を広報等で具体的に示し、実践していくことが大切であり、この条例制定の必要性はない。	1	【その他】 昨年に制定しました「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」におきましても、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について規定しています。そうした中、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話が言語であること、また、ろう者に限らず、全ての障害者の情報取得やコミュニケーション手段の利用機会の確保に努めることが規定されており、本条例は、手話その他コミュニケーション手段の理解や利用について、より一層の促進が必要との考えに基づき制定するものです。